

岡山県脳卒中連携体制検討会議設置要綱

(目的)

第1条 岡山県保健医療計画に基づき、脳卒中の医療に係る連携体制の構築に向け、急性期・回復期・維持期における継続的な治療や、病態に応じたリハビリテーションなど、患者が安心できる生活を支援するために必要な個別の諸課題について検討するため、医療関係者等からなる岡山県脳卒中連携体制検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、脳卒中の医療に係る次の事項について協議し、及び検討する。

- (1) 地域連携クリティカルパスの推進
- (2) 連携の推進状況を把握するための指標（目標とする指標を含む。）
- (3) その他脳卒中の医療における医療連携体制の構築に関すること

(組織)

第3条 検討会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、医療関係者、消防関係者等のうちから知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に、会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、岡山県保健医療部疾病感染症対策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月9日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行後、就任した委員の最初の任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。